

## 日高市補助金に係る交付基準

平成26年12月4日市長決裁

### 1 目的

この基準は、日高市が交付する補助金について、その交付を決定する際に統一的な基準を定めることにより、補助金を効果的かつ効率的に運用し、その適正かつ公正な交付を行うことを目的とする。

### 2 定義

この基準において「補助金」とは、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和48年規則第14号。以下「規則」という。）第2条1項に定める「市が交付する補助金、負担金、利子補給金その他相当の反対給付を受けない給付金で市長の定めるもの」のうち団体へ交付する補助金をいう。

### 3 補助金の分類

補助金は、その目的別に次のとおり分類する。

#### (1) 事業費への補助

団体が実施する市の施策に係る事業又は公益的な事業を推進又は奨励する目的で補助するもの

##### ア「施策補助」

市の施策に係る事業で、地域や関係団体等に事業運営を任せることにより、効果的・効率的に事業が行えるものに補助するもの

##### イ「奨励的補助」

行政及び団体が協働で取り組む文化・スポーツ振興や市民の社会教育等を推進し、公益的な効果が見込まれ、団体活動の促進につながるものに補助するもの

#### (2) 運営費への補助

公益的な団体等の支援又は自立を促す目的で補助するもの

### 4 交付基準

補助金の交付に関しては、補助金に係る事業、団体活動の計画又は実績に基づき、次の基準により個別に判断する。

公益性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市の行政目的の達成につながり、補助金の効果が客観的に認められるものであること。</li> <li>2 地域での住民自治又は社会福祉の向上に寄与し、多くの市民に利益が及ぶものであること。</li> <li>3 市の施策として、事業を積極的に推進すべきもの（芸術、文化、スポーツ等）であること。</li> </ol>
公平性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 補助金の支出根拠が、法令、条例、規則、要綱等に基づいていること。</li> <li>2 他の同様な活動団体と比較して、補助金額が適切であること。</li> <li>3 補助対象事業がイベント、大会等である場合は、参加費等の負担について考慮していること。</li> </ol>

適格性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 団体の設立目的や事業目的について、公益性が認められること。</li> <li>2 活動内容、成果及び決算報告等の情報公開に努めていること。</li> <li>3 自主財源の確保に努めていること。</li> </ol>
有効性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 費用対効果が高いと認められること。</li> <li>2 補助金を交付することにより、団体の事業効果の拡大又は団体活動が促進されること。</li> </ol>
必要性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 団体の自主的な活動や交流等に関する事業で、行政運営に参画する機会の拡大につながるものであること。</li> <li>2 補助金を交付することが、市の行政目的達成につながること。</li> <li>3 市民ニーズが高い活動や市民生活に必要な活動等への補助であること。</li> </ol>

## 5 補助対象経費

「3 補助金の分類」に掲げる事業費及び運営費に対して補助するものとし、次に掲げる経費は補助対象外とする。

(1) 交際費、慶弔費、懇親会費等

(会議等における茶菓等や来賓等への昼食のほか、交付目的と飲食費が密接に関わるものを除く。この場合においては、一定の上限額を設けること。)

(2) 社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費

## 6 補助金額の基準

補助金額の算定に当たっては、交付の目的及び対象並びに市の財政状況等を考慮し、原則として次に掲げる基準によるものとする。

(1) 事業費に対する補助は、次のとおりとする。

ア 本来市が取り組むべき事業 100%以内

イ 行政及び団体が協働で取り組むべき事業 2分の1以内

ウ 団体が自ら取り組むべき事業 団体負担

(2) 運営費に対する補助は、次のとおりとする。

ア 団体の自立を促す運営費補助 原則2分の1以内の額又はあらかじめ定めた限度額以内の額のいずれか低い額

イ 団体が自らの運営に必要な費用 団体負担

(3) 補助金額及び補助率を積算する場合は、算出根拠を明確にすること。

## 7 適用除外

次に掲げる補助金については、この基準の限りではない。

(1) 他市町村との協議により補助額等を決定する補助金については、「4 交付基準」、「6 補助金額の基準」及び「8 補助金交付要綱の制定」を適用除外とする。

(2) 国、県等の制度に基づく補助金及びそれに係る上乗せ・横出し補助金については、「4 交付基準」及び「6 補助金額の基準」を適用除外とする。

(3) 上記に掲げるもの以外の適用除外については、別に定める。

## 8 補助金交付要綱の制定

補助金の交付に当たっては、交付事業における適正な交付及び透明性の確保のため、目的や効果などを明確にし、その交付根拠となるよう補助金交付要綱を制定するものとし、次に掲げる事項を必要に応じて規定するものとする。ただし、当該年度のみ補助金については、この限りではない。

- (1) 趣旨 補助金の目的や効果などを明確にすること。
- (2) 定義 用語の定義を明記すること。
- (3) 事業内容 補助金を交付する事業の内容を明確にすること。
- (4) 対象経費 対象になる経費を明確にすること。
- (5) 補助率又は補助額 補助金を定率で交付している場合はその率を、定額交付している場合は算定根拠を明記すること。
- (6) 申請書の様式等 申請書及び交付決定書の様式並びに記載内容について明記すること。
- (7) 実績報告 補助金の交付を受けた年度の収支決算資料の提出について明記すること。

## 9 見直しの基準

毎年度、実績報告を踏まえた評価を行い、次に掲げる基準により見直しを行うものとする。

- (1) 社会情勢の変化に伴い、市の施策が目指す目的や内容と適合しなくなり、公益上の必要性が薄れているもの
- (2) 補助効果が不明確又は乏しく、今後も効果が期待できないもの
- (3) 類似する補助金があり、統廃合等を行うことが可能なもの
- (4) 団体自らが財源を他に求め、自主運営を行うことが可能なもの
- (5) 会計処理及び使途が不適切なもの
- (6) 収支決算における繰越金（余剰金）が、補助しようとする額から判断し過剰なもの
- (7) 補助対象事業、運営費補助の対象経費の範囲及び補助額の根拠等が曖昧なもの
- (8) 近隣の市町村と比較し、補助金額や補助率が著しく高いもの

## 10 事業管理

補助事業等の進捗管理は、次に掲げる「マネジメントサイクル」に基づき行うものとする。

なお、規則第12条の実績報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 補助事業者等の所在地、名称及び代表者の氏名
- (2) 補助年度
- (3) 補助事業等の実績（名称、目的、実施内容）
- (4) 補助事業等の目的及び効果
- (5) 補助事業等に要した経費の収支決算
- (6) 補助金等の交付決定額
- (7) 補助事業等の着手及び完了年月日
- (8) その他必要と認める事項（あらかじめ具体的に定めるもの）

マネジメントサイクル

P L A N	
(市) ・ 補助金交付要綱の制定、見直し	(団体) ・ 事業計画の作成
D O	
(市) ・ 事業計画の受領、審査、交付決定	(団体) ・ 補助金申請、事業実施
C H E C K	
(市) ・ 実績報告書の受領、評価	(団体) ・ 実績報告書、関係書類の提出
A C T I O N	
(市) ・ 評価内容を公表	(団体) ・ 評価内容を次年度に反映

附則 この基準は、平成27年度から交付する補助金から適用する。